

65歳以上の皆さんへ

# 平成23年度の介護保険料をお知らせします

▶ 問い合わせ＝高齢福祉課介護保険係 ☎(32)8009 ㊟(34)3388

## 介護保険料と保険料段階について

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが納める保険料と国や県、市が負担する公費を財源に各市町村が運営しています。そして、介護や支援を必要とする人が、費用の一部（原則として1割）を支払って、訪問介護やデイサービスなどの介護サービスを利用します。65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに市町村が策定する介護保険事業計画において、65歳以上の人口や介護サービスの利用量の見込みなどから見直されています。みよし市では現行の第4期計画（平成21年度から平成23年度）における介護保険料の基準月額が3,680円です。

また、介護保険料は基準月額を基に、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担となるよう段階（1段階から8段階までの区分）に分かれています。

### あなたの介護保険料は？

平成23年度の介護保険料は、平成22年中の所得や平成23年度の市民税の課税状況によって決まります。次の「はい」または「いいえ」を選択して矢印を進むと、あなたの平成23年度の年間保険料が分かります。

スタート

生活保護を受けていますか？

はい

いいえ

本人が市民税の課税対象ですか？

いいえ

同じ世帯に市民税課税対象の人がいますか？

いいえ

高齢福祉年金を受けていますか？

はい

いいえ

前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下ですか？

はい

いいえ

第1段階へ

第2段階へ

第3段階へ

第4段階へ

第5段階へ

はい

前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下ですか？

はい

いいえ

前年の合計所得金額は？

125万円未満

125万円以上  
200万円未満

200万円以上

第6段階へ

第7段階へ

第8段階へ

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
対象者	・ 高齢福祉年金を受けている人で、本人および世帯全員が市民税非課税の場合 ・ 生活保護を受けている人	・ 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	・ 世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	・ 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税対象者がおり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
保険料率	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×0.87
年額保険料(月額)	2万2080円(1840円)	2万2080円(1840円)	3万3120円(2760円)	3万8400円(3200円)

段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
対象者	・ 本人が市民税非課税(世帯内に市民税が課税されている人がいる場合)	・ 本人が市民税課税対象で、合計所得金額が125万円未満の人	・ 本人が市民税課税対象で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	・ 本人が市民税課税対象で、合計所得金額が200万円以上の人
保険料率	基準額	基準額×1.12	基準額×1.25	基準額×1.5
年額保険料(月額)	4万4160円(3680円)	4万9440円(4120円)	5万5200円(4600円)	6万6240円(5520円)



### 介護保険料の納付方法は？

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

納付区分	対象(いずれかに該当する人)	納付の仕方など
特別徴収	・平成23年4月1日現在65歳以上で、老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年額18万円以上の人	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保険料を年金から引き落としによる納付となります。
普通徴収	・老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金などの受給額が年額18万円未満の人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・平成23年4月2日以降に、65歳になった人 ・平成23年4月2日以降に、みよし市に転入した人	平成23年7月から平成24年2月までの8カ月間、納付書、または口座振替による納付となります。 ※転入前の市町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収となります。 ※特別徴収に切り替わる場合は、特別徴収開始通知書でお知らせします。

### 介護保険料の納付時期は？

特別徴収は年金より引き落とし、普通徴収は7月以降の月末(12月分は26日)が納期限となります(納期限に該当する日が休日の場合は、その翌日の市役所の開庁日)。

普通徴収の納付書は、7月中旬に介護保険料決定通知書と一緒に送付します。納期限までに必ず納付してください。

区分	月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
特別徴収	仮徴収			仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
年金支給日		4/15		6/15		8/15		10/14		12/15		2/15	
普通徴収					本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	
納付期限					8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/29	

### 介護保険料の軽減措置の終了

国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、平成21年度からの介護報酬の改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置が講じられ、平成21年度は100円が、平成22年度は50円が、それぞれ基準額から減額されていました。

この軽減措置が終了したことにより、平成23年度は本来の基準額3,680円となります。

### 65歳になった年の保険料

年度の途中で65歳を迎えられる人は、65歳の誕生日の前日が第1号被保険者の資格取得日です。今年度の保険料は、この資格取得日を含む月から平成24年3月までの月割りによって算定されます。

なお、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の皆さんの保険料は、それぞれで加入している健康保険の保険料と合わせて、第1号被保険者の資格を取得する前月分までを納めていただいています。詳しくは、加入している医療保険者(健康保険組合や国民健康保険など)へお問い合わせください。

(例) 昭和21年7月15日生まれの人の場合

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
第2号保険料	●	●	●									
第1号保険料				●	●	●	●	●	●	●	●	●



7/14 資格取得日